

官庁営繕事業の事業評価概要

令和8年7月
官庁営繕部

事業評価の位置付け

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）

行政機関による政策評価の実施、各省庁における基本計画策定等を義務付け

国土交通省政策評価基本計画（計画期間 令和6年度～令和10年度）

○個別公共事業について、事業評価方式による政策評価を実施する。

○対象事業：国交省所管の公共事業のうち、維持・管理・災害復旧等に係る事業を除くすべての事業

（実施要領）

政策評価

公共事業

その他施設費

研究開発評価

規制の事前評価

租税特別措置等に
係る政策評価

官庁営繕事業に係る実施要領細目

官庁営繕事業に係る事業評価手法

↓
官庁営繕費による新営事業を対象とする

事業評価の流れ

〈新規事業採択時評価〉

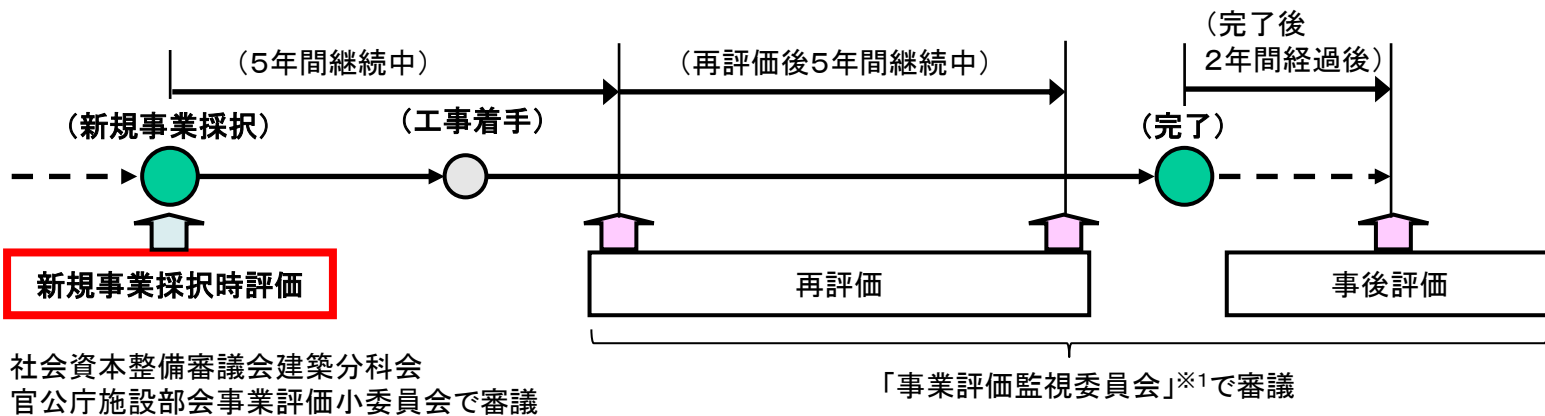
- ・事業費を予算化しようとする事業について評価し、予算化に関する方針を決定する。

〈再評価〉

- ・長期間継続している事業や社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業について評価し、事業継続に当たり、社会的要請や新たなニーズ等への対応による事業実施環境の変化などを踏まえ、必要に応じて事業内容の改善を図るほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止する。

〈完了後の事後評価〉

- ・事業完了後2年間が経過した事業について評価し、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討する。



※1 本省が行う事業は本省、地方整備局等が行う事業は地方整備局等が設置

事業評価の手法

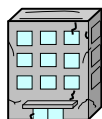
①事業計画の必要性

現在入居している建物の状況から、事業の必要性を評価

(要件: 評点100点以上)

現在入居している
建物の状況を項目別に採点

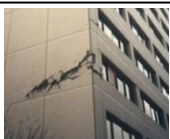
老朽
による弊害解消の
必要性



狭あい
解消の必要性



防災機能の不備
解消の必要性



その他、

分散

借用返還

地域連携

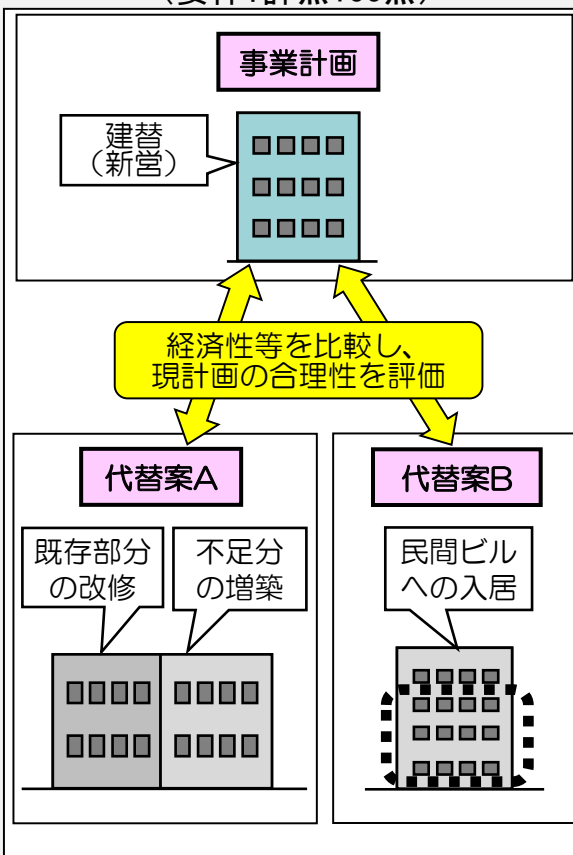
...などの項目について評価する。

現在の建物に問題が多いほど
評点が高い(建替えの必要性大)

②事業計画の合理性

同等の性能が得られる代替案の有無を確認し、事業案と代替案とを経済比較して事業案が最も経済的であることを確認(代替案がない場合、事業案が最も合理的とする)

(要件: 評点100点)

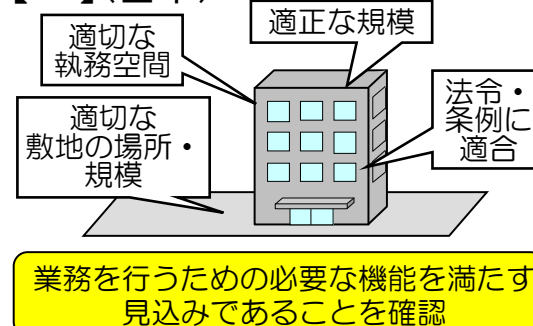


③事業計画の効果

B1(業務を行うための基本機能)と B2(施策に基づく付加機能)から、事業の効果の発揮見込みを評価

(要件: 評点100点以上)

【B1】(基本)



【B2】(施策)

